



埼玉県報

第 2901 号
平成 29 年(2017 年)
5 月 19 日
金曜日

目次

告示

- 文書管理・財務会計・旅費システム運用業務に関する契約の相手方等の公示（総務事務センター）
- 基本勝者投票法及び重勝式勝者投票法に係る車券発売事務委託に関する告示（県営競技事務所）
- 基本勝者投票法に係る車券発売事務委託に関する告示（県営競技事務所）
- 基本勝者投票法に係る車券発売事務委託に関する告示（県営競技事務所）
- 県政広報テレビ番組制作・放送業務に関する契約の相手方等の公示（広聴広報課）
- 県政広報ラジオ番組制作・放送業務に関する契約の相手方等の公示（広聴広報課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 平成 29 年度職業訓練指導員試験の実施（産業人材育成課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 草加都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 東松山都市計画事業市の川特定土地区画整理事業の事業計画の変更認可（第 9 回）（市街地整備課）
- トヨタ社製四輪車両用純正部品ほか 11 品目の単価契約に関する落札者等の公示（会計課）
- 県道寄居岡部深谷線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 県道三郷松伏線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 埼玉県大久保浄水場で使用する電気の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 埼玉県庄和浄水場で使用する電気の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 埼玉県行田浄水場で使用する電気の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 埼玉県新三郷浄水場で使用する電気の調達に関する入札不調の公示（水道管理課）
- 埼玉県吉見浄水場で使用する電気の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 埼玉県上赤坂中継ポンプ所で使用する電気の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 荒川左岸南部流域下水道ばいじん処分業務委託その 1 に関する契約の相手方等の公示（下水道事業課）
- 荒川右岸流域下水道乾燥ばいじん処分業務委託その 1 に関する契約の相手方等の公示（下水道事業課）

平成 29 年(2017 年)5 月 19 日

- 中川流域下水道ばいじん処分業務委託その 2 に関する契約の相手方等の公示(下水道事業課)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)
- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者(監査第一課)
- 包括外部監査の結果に関する措置状況の公表(監査第一課)

告 示

埼玉県告示第六百二十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年五月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
文書管理・財務会計・旅費システム運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部総務事務センター財務・旅費・文書管理システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額
108,167,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号及び第2号に該当

告 示

埼玉県告示第六百二十一号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

平成二十九年五月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 受託者の名称及び所在地

株式会社ケイドリームス

東京都品川区北品川一丁目二十番九号

二 委託契約締結日

平成二十九年四月一日

三 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第六百二十二号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

平成二十九年五月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 受託者の名称及び所在地

株式会社チャリ・ロト

東京都品川区東五反田二丁目十四番十八号

二 委託契約締結日

平成二十九年四月一日

三 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第六百二十三号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

平成二十九年五月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 受託者の名称及び所在地

オッズ・パーク株式会社

東京都港区東新橋一丁目九番二号

二 委託契約締結日

平成二十九年四月一日

三 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第六百二十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年五月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
県政広報テレビ番組制作・放送業務2番組
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県県民生活部広聴広報課テレビ・ラジオ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社テレビ埼玉 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目36番4号
- 5 契約金額
123,145,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第六百二十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年五月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
県政広報ラジオ番組制作・放送業務 1 番組
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県県民生活部広聴広報課テレビ・ラジオ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成 29 年 4 月 3 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エフエムナックファイブ 埼玉県さいたま市大宮区錦町 682 番地 2 J
ACK 大宮
- 5 契約金額
36,117,511 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号に該当

告 示

埼玉県告示第六百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年五月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スポーツデポ入間下藤沢店

埼玉県入間市下藤沢百七十八―一、百七十八―三、百八十五―一、百八十六

―一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）スポーツデポ入間下藤沢店

埼玉県入間市下藤沢百七十八―一、百七十八―三、百八十五―一、

百八十六―一

（変更後）スポーツデポ入間下藤沢店

埼玉県入間市下藤沢百七十八―一、百七十八―三、百八十五―一、

百八十六―一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社アルペン 代表取締役 水野泰三

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目九番四十号 外未定

（変更後）株式会社アルペン 代表取締役 水野敦之

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目九番四十号

株式会社ノジマ 代表取締役 野島廣司

神奈川県相模原市中央区横山一丁目一番一号

ハ 変更年月日

平成二十九年四月二十日

ニ 届出年月日

平成二十九年四月二十八日

二 縦覧期間

平成二十九年五月十九日から平成二十九年九月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年五月十九日から平成二十九年九月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百二十七号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成二十九年五月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 試験を実施する免許職種及び科目

イ 免許職種

全職種

ロ 試験科目

学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

二 受験資格

イ 職業訓練指導員試験を受けることができる者は、次の者とする。

(1) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定に合格した者

(2) 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十条の二第二項各号のいずれかに該当する者又は同条第三項各号のいずれかに該当する者のうち、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科を免除されたもの

ロ イにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

(3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

三 試験期日

平成二十九年八月五日（土）

四 試験会場

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目五番十四号

さいたま共済会館

五 受験申請の手続

イ 提出書類

(1) 職業訓練指導員試験受験申請書

（受験票に六十二円分の郵便切手を貼り付けること。）

- (2) 履歴書
- (3) 受験資格を証明する書類
- (4) 写真（申請日前六月以内に正面上半身を無帽で撮影した縦四センチメートル、横三センチメートルの大きさのもの。裏面に氏名及び受験職種を記入すること。）二枚
- (5) 職業能力開発促進法施行規則第四十六条の規定に基づく試験の免除を受けようとする者にあつては、免除資格のあることを証明する書類
- (6) 長形三号（長さ二十三・五センチメートル、幅十二センチメートル）の封筒（受験者の氏名、住所及び郵便番号を記載し、八十二円分の郵便切手を貼り付けること。）一通

ロ 提出方法等

提出方法	受付場所及び提出日時等
郵送	郵便番号三三〇―九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県産業労働部産業人材育成課総務・職業訓練推進担当 平成二十九年六月一日（木）から六月三十日（金）までの消印のあるものを有効とする なお、郵送方法は必ず簡易書留とすること
持参	埼玉県産業労働部産業人材育成課総務・職業訓練推進担当 平成二十九年六月一日（木）から六月三十日（金）までの午前八時三〇分から正午まで及び午後一時から五時まで なお、持参する前に電話で予約をすること

六 試験手数料の金額及び納付方法

イ 試験手数料の金額

三千百円。ただし、指導方法そのものが免除となる者は試験手数料は不要とする。

ロ 納付方法

三千百円分の埼玉県収入証紙を職業訓練指導員試験受験申請書に貼り付けて納付すること。

七 合格発表

平成二十九年八月二十五日（金）から八月三十一日（木）まで埼玉県庁本庁舎一階南側玄関の掲示板上に掲示するほか、受験者に通知する。

八 その他

イ 職業訓練指導員試験受験申請書及び履歴書用紙は、埼玉県産業労働部産業人材育成課、各県立高等技術専門校、県立職業能力開発センター、各地域振興センター及び埼玉県職業能力開発協会において配布する。

なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒（日本工業規格A列四番の大きさの書類が入るもので、その表に送り先を明記し、百四十円分の郵便切手を貼り付けたもの）を同封すること。

ロ 試験に関し不明な点については、左記に問い合わせること。

埼玉県産業労働部産業人材育成課総務・職業訓練推進担当 電話〇四八（八

三〇）四五九八

告 示

埼玉県告示第六百二十八号

測量計画機関である桶川市坂田西特定土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年五月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

桶川市坂田西特定土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（四級基準点測量・出来形確認測量）

三 作業地域

桶川市坂田西特定土地区画整理事業地内

四 作業期間

平成二十九年五月二十二日から平成三十年三月二十三日まで

告 示

埼玉県告示第六百二十九号

測量計画機関である蕨市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年五月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

蕨市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

蕨市全域

四 作業期間

平成二十九年十二月一日から平成三十年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第六百三十号

三郷市から草加都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十九年五月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百三十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十九年五月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

東松山市市の川特定土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成三年十二月二十四日から平成三十六年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県東松山市加美町、大字市の川字悪戸、字東耕地、字東、大字松山字峯の各一部

四 事務所の所在地

埼玉県東松山市松葉町一丁目一番五十八号

五 設立認可の年月日

平成三年十二月二十四日

六 変更認可の年月日

平成二十九年五月十九日

告 示

埼玉県告示第六百三十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年五月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

トヨタ社製四輪車両用純正部品ほか11品目の単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成29年3月30日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社コイズミ 東京都板橋区熊野町33番3号

5 落札金額

50,420,880円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年2月3日

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年五月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

路線名	寄居岡部深谷線
供用開始の区間	深谷市本郷字形屋二二四九番地先から 同市本郷字渡瀬西一八七〇番地先まで
供用開始の期日	平成二十九年五月十九日
備考	平成二十九年三月十日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示 第八号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一八七・六メートル

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年五月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三郷松伏線
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	新 旧 A	旧 新 別
三郷市前間字大月一三五番地先か ら三郷市前間字大月三四四番五地 先まで		三郷市小谷堀字大月通一一七番一 地先から三郷市小谷堀字大月通三 四六番一地先まで	区 間
二四・〇九ゝ 四八・八七	一五・〇五ゝ 四八・八七	一〇・六三ゝ 一四・八二	敷地の幅員 (メートル)
二九一・〇九		四四八・一二	延 長 (メートル)
		平成二十九年三月十四日付け埼玉県 越谷県土整備事務所長告示第五号で 告示した道路予定区域の一部変更で ある。	備 考

告 示

埼玉県公営企業告示第二十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年五月十九日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 調達案件名及び予定数量
埼玉県大久保浄水場で使用する電気
予定使用電力量 138,518,000 キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県大久保浄水場総務部総務担当
埼玉県さいたま市桜区大字宿 618
- 3 供給期間
平成 29 年 5 月 1 日から平成 30 年 8 月 31 日まで
- 4 需要場所
埼玉県さいたま市桜区大字宿 618 埼玉県大久保浄水場
- 5 落札者を決定した日
平成 29 年 3 月 28 日
- 6 落札者の氏名及び住所
東京電力エナジーパートナー株式会社
埼玉県さいたま市南区别所 1 丁目 1 番 16 号
- 7 落札金額（税抜）
2,088,064,095 円
- 8 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日
平成 29 年 2 月 10 日

告 示

埼玉県公営企業告示第二十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年五月十九日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 調達案件名及び予定数量
埼玉県庄和浄水場で使用する電気
予定使用電力量 20,004,000 キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県庄和浄水場総務部総務担当
埼玉県春日部市新宿新田 100 番地
- 3 供給期間
平成 29 年 5 月 1 日から平成 30 年 8 月 31 日まで
- 4 需要場所
埼玉県春日部市新宿新田 100 番地 埼玉県庄和浄水場
- 5 落札者を決定した日
平成 29 年 3 月 28 日
- 6 落札者の氏名及び住所
丸紅新電力株式会社
東京都中央区日本橋 2 丁目 7 番 1 号
- 7 落札金額（税抜）
307,519,184 円
- 8 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日
平成 29 年 2 月 10 日

告 示

埼玉県公営企業告示第二十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年五月十九日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 調達案件名及び予定数量
埼玉県行田浄水場で使用する電気
予定使用電力量 35,031,000 キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県行田浄水場総務部総務担当
埼玉県行田市大字小針 1632 番地
- 3 供給期間
平成 29 年 5 月 1 日から平成 30 年 8 月 31 日まで
- 4 需要場所
埼玉県行田市大字小針 1632 番地 埼玉県行田浄水場
- 5 落札者を決定した日
平成 29 年 3 月 28 日
- 6 落札者の氏名及び住所
東京電力エナジーパートナー株式会社
埼玉県さいたま市南区別所 1 丁目 1 番 16 号
- 7 落札金額（税抜）
537,333,241 円
- 8 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日
平成 29 年 2 月 10 日

告 示

埼玉県公営企業告示第二十八号

平成二十九年二月十日埼玉県公営企業告示第十三号（埼玉県新三郷浄水場で使用する電気の調達に関する入札公告）は、不調とする。

平成二十九年五月十九日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

告 示

埼玉県公営企業告示第二十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年五月十九日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 調達案件名及び予定数量
埼玉県吉見浄水場で使用する電気
予定使用電力量 21,711,000 キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県吉見浄水場総務部総務担当
埼玉県比企郡吉見町大字大和田 198
- 3 供給期間
平成 29 年 5 月 1 日から平成 30 年 8 月 31 日まで
- 4 需要場所
埼玉県比企郡吉見町大字大和田 198 埼玉県吉見浄水場
- 5 落札者を決定した日
平成 29 年 3 月 28 日
- 6 落札者の氏名及び住所
丸紅新電力株式会社
東京都中央区日本橋 2 丁目 7 番 1 号
- 7 落札金額（税抜）
329,921,352 円
- 8 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日
平成 29 年 2 月 10 日

告 示

埼玉県公営企業告示第三十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年五月十九日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 調達案件名及び予定数量
埼玉県上赤坂中継ポンプ所で使用する電気
予定使用電力量 29,196,000 キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県大久保浄水場総務部総務担当
埼玉県さいたま市桜区大字宿 618
- 3 供給期間
平成 29 年 5 月 1 日から平成 30 年 8 月 31 日まで
- 4 需要場所
埼玉県狭山市大字上赤坂 471-3 埼玉県上赤坂中継ポンプ所
- 5 落札者を決定した日
平成 29 年 3 月 28 日
- 6 落札者の氏名及び住所
東京電力エナジーパートナー株式会社
埼玉県さいたま市南区别所 1 丁目 1 番 16 号
- 7 落札金額（税抜）
439,904,760 円
- 8 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日
平成 29 年 2 月 10 日

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年五月十九日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

- 1 特定役務の名称及び数量
荒川左岸南部流域下水道 ばいじん処分業務委託その1 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県下水道局下水道事業課 計画・管理・エネルギー担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年3月15日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
太平洋セメント株式会社
東京都港区台場2丁目3番5号
- 5 随意契約に係る契約金額
44,000,000円(税抜き)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年五月十九日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

- 1 特定役務の名称及び数量
荒川右岸流域下水道 乾燥ばいじん処分業務委託その1 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県下水道局下水道事業課 計画・管理・エネルギー担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年3月15日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
太平洋セメント株式会社
東京都港区台場2丁目3番5号
- 5 随意契約に係る契約金額
48,400,000円(税抜き)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年五月十九日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

- 1 特定役務の名称及び数量
中川流域下水道 ばいじん処分業務委託その2 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県下水道局下水道事業課 計画・管理・エネルギー担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年3月15日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
太平洋セメント株式会社
東京都港区台場2丁目3番5号
- 5 随意契約に係る契約金額
77,000,000円(税抜き)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

告 示

埼玉県教委告示第十五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十九年五月十九日

埼玉県教育委員会教育長職務代理者

埼玉県教育委員会委員 岩 本 育 子

一 日時

平成二十九年五月二十五日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 埼玉県地方産業教育審議会委員の任免について
- ロ 埼玉県障害児就学支援委員会委員の委嘱及び任命について
- ハ その他

告示

埼玉県監査委員告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項に規定する包括外部監査人土屋文実男の監査の事務を補助する者について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年五月十九日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文
 埼玉県監査委員 佐 野 勝 正
 埼玉県監査委員 岩 崎 宏
 埼玉県監査委員 石 井 平 夫

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
青山 裕之	埼玉県さいたま市浦和区前地三丁目十四番三―九〇一号	平成二十九年五月十九日～平成三十年三月三十一日
小川 千恵子	埼玉県戸田市大字新曾二千二百四十二番地 G B G 北戸田リアルフォート九〇四号室	平成二十九年五月十九日～平成三十年三月三十一日
興松 敬史	埼玉県朝霞市朝志ヶ丘一丁目五番四―W―一〇六号	平成二十九年五月十九日～平成三十年三月三十一日
長内 温子	埼玉県草加市草加二丁目十九番九号	平成二十九年五月十九日～平成三十年三月三十一日
中澤 仁之	埼玉県深谷市稲荷町二丁目四番三十八号	平成二十九年五月十九日～平成三十年三月三十一日
福島 清徳	埼玉県さいたま市浦和区瀬ヶ崎五丁目三十八番五号	平成二十九年五月十九日～平成三十年三月三十一日

告 示

埼玉県監査委員告示第六号

埼玉県包括外部監査人が実施した平成二十八年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年五月十九日

埼玉県監査委員	寺 山 昌 文
埼玉県監査委員	佐 野 勝 正
埼玉県監査委員	岩 崎 宏
埼玉県監査委員	石 井 平 夫

平成28年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：病院事業（県立4病院及び総合リハビリテーションセンター）における財務事務の執行及び経営に関する事業の管理について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
出庫済み在庫の資産計上について 【報告書 82 ページ】	<p>【指 摘2】出庫済み在庫の資産計上について</p> <p>倉庫から出庫された医薬品及び診療材料については、調剤室や病棟及び手術室で未使用な状態で保管されているものが存在する。在庫計上されているのは、倉庫に保管されている医薬品及び診療材料のみで、調剤室や病棟及び手術室に未使用の状態に保管されている医薬品及び診療材料は、在庫計上されておらず会計帳簿外処理となっている。</p> <p>未使用の医薬品及び診療材料については、倉庫だけでなく調剤室や病棟及び手術室に保管されているもの全てを在庫計上すべきである。</p> <p>病棟及び手術室は、定数管理を実施しているので、調剤室も同様に定数管理を行い、年度末には、医薬品及び診療材料を倉庫から出庫し調剤室や病棟及び手術室に定数になるまで補充すれば倉庫の在庫を確認するだけで、倉庫の在庫数に調剤室、病棟及び手術室の定数量を合計することで全ての在庫数量を計上することが可能になる。</p> <p>なお、循環器・呼吸器病センター及びがんセンターの診療材料については、SPDの利用により全ての在庫はSPDの委託業者の所有となるため上記問題は発生していない。</p>	<p>指摘の趣旨を踏まえ、「貯蔵品実地たな卸要領」を平成29年3月31日に作成し、同要領の中で未使用医薬品等について在庫計上するよう改めた（在庫計上については平成30年3月31日適用）。</p> <p>なお、平成28年度末に薬剤部で管理している倉庫以外の医薬品について、同要領に基づき試行的に実地たな卸を行った。試行結果の検証を踏まえ、薬剤部以外の在庫計上等を段階的に実施する。</p> <p>今後も見直しを行い、資産価値をより一層正確に表示できるよう取り組んでいく。</p>	<p>循環器・呼吸器病センター がんセンター 小児医療センター</p>

平成28年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：病院事業（県立4病院及び総合リハビリテーションセンター）における財務事務の執行及び経営に関する事業の管理について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
固定資産における 実地照合の方法について 【報告書 86 ページ】	<p>【指 摘3】固定資産における実地照合の方法について</p> <p>埼玉県病院事業財務規程第113条の2（実地照合）に従って、固定資産の実地照合が実施されていなかった実態は、以下のものであった。</p> <p>循環器・呼吸器病センターにおける資産備品現況調査（実地照合）は、担当者のみの実施となっている。また、固定資産である情報システム関連機器の実地照合は、委託業者に任せきりにせず、資産の所有者である県の職員の直接的な関与が必要である。</p> <p>なお、平成28年度においては新館建設に合わせて、固定資産全体の実地照合と管理シールの確認を、業者への業務委託により実施し、固定資産の現物、台帳の整理を行っている。</p> <p>がんセンターの平成27年度における資産備品の実地照合では、複数名で行っているが担当者のみの実施となっている。</p> <p>埼玉県病院事業財務規程では、第113条の2（実地照合）第1項に「課長、建設課長及び病院の長は、所管する固定資産について、毎事業年度少なくとも一回以上固定資産台帳と当該固定資産を実地について照合し、確認させなければならない。」と定め、第2項に「課長、建設課長及び病院の長は、前項に規定する実地照合を行わせる場合には、所属職員のうちから当該固定資産の管理に直接関係のない職員を立ち合わせなければならない。」と定められている。</p> <p>しかし、全病院において、「当該固定資産の管理に直接関係のない職員」の立ち合いが不完全であった。各病院の用度担当者等に質問したところ、事務局職員のみが立ち合いを行うのは実施困難な状況が確認された。立ち合いを行う「当該固定資産の管理に直接関係のない職員」については、事務局職員以外の者も含まれるのであり、固定資産実地照合における要綱やマニュアル等により、固定資産の実地照合に当たる実施者及び立ち合い者を具体的に規定する必要がある。</p>	<p>指摘の趣旨を踏まえ、固定資産の実地照合に関する「固定資産実地照合要領」等を平成29年3月に作成し、同要領の中で固定資産の実地照合に当たる実施者及び立ち合い者を規定した。</p> <p>具体的には、①実施者については固定資産の使用者等とし、②立ち合い者である固定資産の管理に直接関係のない職員については、病院の事務局以外の者も含まれると規定した。</p> <p>今後も固定資産の適正かつ効率的な管理に取り組んでいく。</p>	<p>循環器・呼吸器病 センター がんセンター</p>

平成28年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：病院事業（県立4病院及び総合リハビリテーションセンター）における財務事務の執行及び経営に関する事業の管理について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
<p>保険委員会の審議事項について 【報告書 207 ページ】</p>	<p>【指 摘4】 保険委員会の審議事項について</p> <p>1. 返戻、査定減 がんセンター保険委員会規程には、委員会が審議する事項として、「査定・減点対策に関すること」と定められているが、保険委員会での審議は年に2回程度であり、毎月の返戻、査定減結果については、各診療科の責任者へ報告を行うことで保険委員会での審議に代えていた。その理由について、がん専門病院という特殊性により返戻、査定減の内容には一定の傾向が認められるため、業務効率化の観点から各診療科責任者への報告を行っているとの説明を受けた。</p> <p>2. 再審査請求 がんセンター保険委員会規程には、委員会が審議する事項として、「審査機関への再審査請求に関すること」と定められており、査定減レセプトの再審査請求の可否判断は、保険委員会がすべての査定減案件の内容を確認したうえで審議により決定することになっている。</p> <p>しかし、社保・国保から受領した「増減点・返戻通知書」等から再審査請求可能レセプトを抽出し、エクセルで「診療科別増減点」を作成しているのは医事レセプト点検係（委託先）であり、抽出結果の妥当性について確認が行われていないため、再審査請求可能なレセプトの「診療科別増減点」が適切に作成されないおそれがある。</p> <p>また、再審査請求の可否判断は、担当の各診療科が「診療科別増減点」に基づいて決定しており、再審査請求の可否判断に関する責任の所在が明確になっていない。</p> <p>再審査請求することになったレセプトについては、業務部長の承認を得ているが、保険委員会規程に、会議結果を病院長に報告する旨の定めがあるため、再審査請求することになったレセプトを含め審議結果について、病院長の承認を得る必要がある。</p>	<p>指摘の趣旨を踏まえ、平成29年1月に保険委員会規程及び再審査請求可能レセプトの決定プロセスの見直しについて検討したところ、返戻・査定減、再審査請求について正確に抽出・判断するには、各診療科や医事レセプト点検係（委託先）の専門性を生かした現在の手続が適切である、との結論になった。</p> <p>そこで、責任の所在を明確にしつつ、その手順を規定する保険委員会規程の改正を平成29年4月27日に行い、運用を改めた。</p> <p>具体的には、①保険委員会の審議事項である再審査請求案件について、その抽出を委託先の支援のもと医事・経営担当が行うこととして責任の所在を明確にした。</p> <p>また、②定例、軽易な事案についても必ず会議を開催するが、電子掲示板等での開催を可能にした。</p> <p>今後も必要に応じて規定を見直していく。</p>	<p>がんセンター</p>

平成28年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：病院事業（県立4病院及び総合リハビリテーションセンター）における財務事務の執行及び経営に関する事業の管理について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
	<p>がんセンター保険委員会規程の最終改定は平成15年5月であり、最終改訂から13年以上が経過し、IT化等により業務の進め方に変化が生じていることから、保険委員会規程が現在の業務実態にそぐわない面があることは否めない。現在の業務実態を踏まえて、査定・減点対策に関する保険委員会規程と再審査請求可能レセプトの決定プロセス及び再審査請求に関する保険委員会規程を見直すべきである。</p>		
<p>返戻レセプトの処理状況及び査定減レセプト情報の確認及び保険委員会への報告について</p> <p>【報告書 286 ページ】</p>	<p>【指摘5】返戻レセプトの処理状況及び査定減レセプト情報の確認及び保険委員会への報告について</p> <p>医事担当は、定期的に返戻レセプトの処理状況を確認し、特に処理が滞留しているレセプトの有無を把握し処理が進むよう努めるべきである。</p> <p>また、当センターの保険委員会規程では、診療報酬の請求漏れ対策に関することも同委員会の検討事項とされているため、返戻レセプトの処理状況についても保険委員会に報告すべきである。</p> <p>保険委員会では、医事レセプト係（委託先）がリストアップした「審査分再審査請求依頼」に記載されたレセプトについて再審査請求に関する審議を行っているが、「審査分再審査請求依頼」の記載内容の妥当性について確認が行われておらず、再審査請求可能レセプトが審議対象から漏れるおそれがある。保険委員会には、「審査分再審査請求依頼」だけでなく、「レセプト減点連絡書」も提供し、査定減された全レセプトの内容を保険委員会が確認したうえで、再審査請求決定を行うべきである。</p>	<p>指摘の趣旨を踏まえ、レセプトの処理に関する事務処理マニュアルを平成29年4月6日に作成した。</p> <p>同マニュアルの中で、査定減・返戻レセプトの処理につき、①返戻処理台帳を作成・管理することとし、②査定減・返戻レセプト及び診療報酬審査支払機関から交付されたレセプト減点連絡書・返戻内訳書を保険委員会に提出し、保険委員会の決定を経て再審査請求するよう規定した。</p> <p>同マニュアルに基づき、適切にレセプトの処理及び保険委員会への報告を行っていく。</p>	<p>小児医療センター</p>

平成28年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：病院事業（県立4病院及び総合リハビリテーションセンター）における財務事務の執行及び経営に関する事業の管理について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
<p>食材管理の徹底について 【報告書 440 ページ】</p>	<p>【指 摘6】食材管理の徹底について</p> <p>1. 生鮮食品の納品における検収時には、生鮮食品の鮮度を確保するための検品作業を省略してはならない。 発注書控（兼）検収簿を確認したところ、平成28年3月8日に納品された牛乳及びヨーグルトの測定温度の記入がなかった。10℃以下で保存するよう規定されているものであり、検品時に温度確認を行いその結果を発注書控（兼）検収簿に記入することになっている。 検品時に温度を測定しその結果を発注書控（兼）検収簿に忘れずに記入するよう検品作業を実施する委託業者を指導すべきである。</p> <p>2. 食材は、常に鮮度を把握し必要に応じて適時に廃棄すべきである。 平成28年11月14日に食材在庫の保管状況を調査するため冷凍庫を確認したところ、平成28年8月14日に入庫した少量の食材（魚）が保管されていた。 通常、魚を3カ月も冷凍保管することはないとのことなので、委託業者にたな卸しの確認を徹底するよう指導すべきである。</p>	<p>指摘の趣旨を踏まえ、以下の対応を行った。</p> <p>1. 委託業者に対し平成28年11月15日に、検品時に生鮮食品の鮮度を確保するため温度を測定し、その結果を発注書控（兼）検収簿に記入するよう指導した。以降、検品状況を確認しており、適切に実施されている。</p> <p>2. 委託業者に対し平成28年11月15日に、棚卸に際しては食材の廃棄漏れ等がないよう確認の徹底を指導した。以降、廃棄漏れについて確認しており、適切に実施されている。</p> <p>また、平成29年2月14日に開催した委託業者との定期協議において、指摘事項の対応について再度指導を行い、再発防止を徹底している。</p>	<p>総合リハビリテーションセンター</p>